

法令遵守研修

「北区での訪問介護における取り組み」

～多職種連携からサービス提供～

介護保険法改正が行われ、サービス提供責任者の役割も多大になりました。「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められ、地域支援事業・介護予防・認知症施策の推進、地域共生社会の実現をめざし、訪問介護事業所、ケアマネジャー、高齢者支援センター等に加えて住民が参加、協働するネットワークの構築も求められています。しかし、介護人材の確保が難しく、サービス提供ができなくなっている現状もあるところから、北区での取り組みを一緒に学んでみませんか。



～内 容～

講演 「北区での訪問介護における取り組み」

講師 北区立高齢者在宅サービスセンター 清水坂あじさい荘 センター長
北区サービス提供責任者の会 事務局長 **黒澤 加代子氏**

講師プロフィール

介護福祉士、介護支援専門員、東京都認知症介護実践リーダー、社会福祉主事任用。特別養護老人ホーム介護職員、デイサービス・ショートステイ生活相談員を経て訪問介護に魅了され、ヘルパー・サービス提供責任者を18年勤め現在に至る。北区介護保険運営協議会委員等に就任。日本ホームヘルパー協会東京都支部副会長・事務局長、北区認知症初期集中支援チーム員、北区在宅ケアネット世話人、北区生活援助員研修講師等として活動中。

- ◆ 日 時：2019年 8月 21日(水)
18:30～20:30(受付:18:00～)
- ◆ 会 場：健康福祉会館 4階 講習室
注)健康福祉会館横の駐車場は、準夜急患子供クリニックを受診する方が利用されますので、公共の交通機関をご利用ください。
- ◆ 対 象：訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、高齢者支援センター、介護保険事業所
- ◆ 参加費：資料代として、500円
- ◆ 定 員：100名
注：応募者多数の際、参加人数について、事業所毎での調整をお願いする場合がございます。
- ◆ 申込方法・問い合わせ先
「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、町田市介護人材開発センターへE-mailまたはFAXにてお送りください。
※本研修は、参加決定通知の送付はありません。特段の連絡がない場合は、参加可となります。
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク
町田市介護人材開発センター事務局
電話：042-851-9578 FAX：042-851-9579
E-mail：info@machida-kjkc.jp
- ◆ 申込締切：2019年 8月7日(水)

町田市・町田市訪問介護事業者協議会・町田市介護人材開発センター共催

「北区での訪問介護における取り組み」**法令遵守研修 (8/21 開催) 参加申込書**

申込年月日： 2019年 月 日

【必須：申込担当】

法人名： _____

担当者名： _____

住 所	〒 _____
メールアドレス	_____
電話番号 [連絡先]	_____

【参加者名】

	所属部署 (事業所) 名	事業種 (下記の数字を記入)	職種 (○で囲む)	経験 年数	カ 氏 ナ 名
1			1.管理者 2.サービス提供責任者 3.(主任)介護支援専門員 4.その他()		
2			1.管理者 2.サービス提供責任者 3.(主任)介護支援専門員 4.その他()		
3			1.管理者 2.サービス提供責任者 3.(主任)介護支援専門員 4.その他()		

《事業種 No.》

1. 訪問介護 2. 通所 3. 福祉用具 4. 訪問看護 5. 特定施設 6. 居宅介護支援 7. 特養
8. 老健 9. 小規模多機能特定施設 10. グループホーム 11. 高齢者支援センター 12. 医療機関
13. その他()

※ いただいた情報は適正に管理し、研修事業の目的以外には使用いたしません。

ありがとうございました。

事務局使用欄
【06-19-16 訪問介護】

受付	入力	決定通知
		無